

河内川ダム建設の無駄と無謀 その⑱

無用のダム、その責任を逃れられない福井県 2

（小浜市） 松本 浩

無用ダム建設の福井県と国の最大の責任は、ダムサイトの岩盤が断層破碎帯であると知りながら工事を強行したことにある。

（1）河内川ダムサイト地質調査及びダム本体工事予算の激減と復活

1991年、平成3年5月に福井県小浜土木事務所が発行した『管内土砂災害危険箇所マップ』によると、集水域14.5平方キロの河内川ダムに流れ込む川は5本、その内、釈迦又川、戸真谷川、河内川など4本の川が〈土石流危険渓流〉に指定され、残る1本の上流2箇所が〈地すべり危険箇所〉に指定されている。さらに、ダム底に沈む河内（こうち）集落の4箇所は〈急傾斜地崩壊危険箇所〉に指定されており、集水域全体がボロボロの地質で形成されていることが分かる。

〈土石流危険渓流調査〉及び〈地すべり危険箇所調査〉は1986年、昭和61年に実施され、〈急傾斜地崩壊危険箇所調査〉は昭和62年に実施されたものであるが、この「土砂災害危険箇所マップ」のための調査とは別に、福井県は河内川ダム建設のための独自の地質調査を実施した。

●平成元年3月31日、「河内川ダム建設工事に関する基本協定書」（福井県・小浜市・上中町）締結。総事業費234億円、工事完成日は平成8年3月31日。総事業費234億円のうち、ダム本体工事予算は131億5,200万円。

平成8年3月31日に本体工事を完成させるためには、遅くとも平成4年度着工は必須条件である。

以下、煩瑣を厭わずダムサイト地質調査の実績と平成14年度までの本体工事予算の変遷を概観する。

注）一般財団法人ダム技術センター「ダム建設における課題等」に適切に対応するため、発注者

支援組織として47道府県が出損して（260万円均等割り）昭和57年9月に設立した」（県公文書）

- ・昭和60年度：地質解析6,000万円
- ・昭和61年度：地質解析1億2,400万円
- ・昭和63年度：ダムサイト地質解析座取り検討1億2,600万円（ダム技術センター）
- ・平成元年度：ダムサイト地質解析評価1億5,340万円（ダム技術センター）

ダム本体工事予算131億5,200万円

- ・平成2年度：ダムサイト地質総合解析1億4,273万円（ダム技術センター）

ダム本体工事予算125億9,600万円

- ・平成3年度：ダムサイト地質調査5,289万円（ダム技術センター）

ダム本体工事予算69億9,800万円

- ・平成4年度：ダムサイト地質調査2,214万円（ダム技術センター）

ダム本体工事予算61億6,800万円

- ・平成5年度：ダムサイト地質調査なし

ダム本体工事予算55億5,110万円

- ・平成6年度：ダムサイト地質調査なし

ダム本体工事予算60億9,800万円

- ・平成7年度：ダムサイト地質調査なし

ダム本体工事予算54億2,500万円

●平成8年3月29日、「基本協定書」変更。総事業費234億円は変更せず、工事完成日を平成14年3月31日に延期した。

- ・平成8年度：ダムサイト地質調査なし

ダム本体工事予算65億7,900万円

- ・平成9年度：ダムサイト地質調査なし

ダム本体工事予算41億4,500万円

- ・平成 10 年度: ダムサイト地質調査 なし
ダム本体工事予算 40 億 4,500 万円
- ・平成 11 年度: ダムサイト地質調査 なし
ダム本体工事予算 38 億 4,500 万円
- ・平成 12 年度: ダムサイト地質調査 なし
ダム本体工事予算 34 億 4,500 万円
- ・平成 13 年度: ダムサイト地質調査 なし
ダム本体工事予算 34 億 4,500 万円

※平成 14 年 3 月 29 日、「基本協定書」変更。
総事業費を 415 億円に増額し、工事完成日を平成 24 年 3 月 31 日に延期した。

注) 本件基本協定書変更の説明に小浜市を訪れた福井県ダム対策室長ら幹部 6 名は、「工期遅れの要因」として「①クマタカによる工事期間の制限(自然環境検討会と調整を図り工事を行うため、状況により工期が大幅に変更になる恐れがある) ②急峻な

地形のための遅れ」の 2 点をあげたが、ダムサイト地質による遅れについては一言も触れなかった。

総事業費 181 億円増額の内訳としては、単価増 132 億 1,000 万円、付替道路費増 10 億 1,600 万円、平成 10 年度からのクマタカ調査費増 7 億 6,800 万円、公共補償増 22 億 9,300 万円、消費税増 17 億 1,400 万円、堤体積減による減額 9 億円などと説明した。

説明しなかったが、本件事業費改定に伴うダムサイト地質調査費は「石灰岩の分布に伴う新規調査分」として 4 億 6,931 万円から 8 億 1075 万円に、3 億 4,144 万円が過去に遡って引き上げられた。

- ・平成 14 年度: ダムサイト地質調査 なし
ダム本体工事予算 173 億 3,700 万円

(2) ダム本体工事予算の「激減から復活」までの背景

ダム本体工事予算の平成元年度 131 億 5,200 万円が、平成 3 年度 69 億 9,800 万円に激減したのは、前年度までのダム技術センターによる 6 億円余のダムサイト地質調査の結果、ダムサイト岩盤が断層破碎帯であるうえ、至る所に「石灰岩溶食洞」が見られたことにより湛水不能と判断されたことによる。

しかし、平成 13 年度までには 34 億 4,500 万円まで減額されたダム本体工事予算が、平成 14 年度に 173 億 3,700 万円に復活増大した背景には何があったのか。

多目的補助ダム(国庫補助 55%)として国の認可を受けた河内川ダムの当初目的は、

- ①使用済み核燃料の中間貯蔵施設(以下、中間貯蔵施設)建設予定地である小浜市田鳥地区への給水
- ②小浜市上水道区域への給水
- ③上中町上水道区域への給水
- ④上中町中核工業団地用水への給水とされた。

しかし、真実の目的はただ一つ、①田鳥簡易水道への給水であった。

若狭湾に集中立地して稼働する原子力発電

所が日々生成する使用済み核燃料が、原発敷地内の貯蔵プールを満たすことは国や関西電力にとって差し迫った危機であった。

プールが満杯になれば原発の運転を止めなければならない以上、「中間貯蔵施設」の建設は至上命令であり国策でもあった。

河内川ダムの用水が不安定で危険であることが判明した以上、「中間貯蔵施設」への用水を同ダムに頼ることはできない。

- 平成 9 年 4 月 4 日、定例記者会見で栗田知事は「2010 年(平成 22 年)までに県外に使用済み核燃料の貯蔵施設を作るという明確な方針が必要」と述べた。

「県外に」という枕詞(まくらことば)は市民運動に対する陽動作戦であり、関西電力も「福井県は中間貯蔵施設の候補地に入らない」と繰り返し、それぞれ市民運動に一定の影響を与えた。

- 平成 10 年 3 月 31 日、国・県・市・町が「河内川ダムから小浜市田鳥への給水が可能となるまで、暫定的措置として一日 40 トン以内で上中町上水道から田鳥簡易水道に給水する」という内容の「覚書」を交換、パイプはつながった。

- 同年8月13日、通産省は「使用済み核燃料の中間貯蔵施設を受け入れる自治体に交付金を支給する方針」を決定した。
- 同年12月小浜市議会で岡本市議が「財源確保のため使用済み核燃料の中間貯蔵施設の誘致を調査研究してはどうか」と貯蔵施設誘致の狼煙(のろし)を上げた。

●平成11年1月25日、科学技術庁・通産省は原発敷地外でも数十年、使用済み核燃料を貯蔵することができるように「原子炉等規制法」改正案を国会に提出する方針を決めた(同年6月9日可決成立)。

- 同年6月18日、小浜商工会議所が「使用済み核燃料の中間貯蔵施設の誘致を検討する方針を固めた」(誘致により年20億円の交付金が50年間入ってくる)。

●平成13年4月1日、福井県は牧野百男総務部長を副市長として小浜市へ派遣した。

- 同年9月、上中町は北川の伏流水である野木第一水源(既設工業用水水源)の揚水試験を実施したが、どんなに汲み上げても水位は下がらなかった(右図参照)。

福井県は「野木第一水源は限界揚水量が測定できない」ほど水量が豊富なので、「(河内川ダム用水に替えて)田鳥簡易水道に給水するのに十分な取水が可能である」と報告し、国はそれを認めた。

豊富な代替用水の確保により河内川ダムの利水目的は、事実上全部消失した。

河内川ダムが無用のダムとして建設されることとなった経緯で、福井県から小浜市や上中町に協議が行われたことはない。

福井県は国土交通省の承認を得て、河内川ダムを洪水調節専用ダム(穴あきダム)として建設する方針を固め、以後、**河内川ダム建設の目的はダム建設工事**ということになった(国土交通省は平成21年に河内川ダム全体計画変更を認可)。

(次号につづく)

(4) 揚水試験結果

野木第1水源 (φ4,000×深15,100:放射状集水井)

- 試験期間
平成13年9月4日～平成13年9月14日
- 段階揚水試験結果

項目	揚水量 (m ³ /日)	水位 (m)	水位降下 (m)
自然水位	0	26.70	0
第1段階	1,800	26.35	0.35
第2段階	4,447	25.72	0.98
第3段階	6,685	25.19	1.51
第4段階	8,768	24.74	1.96

- 限界揚水量
試験範囲内において限界揚水量の確認が得られなかった為、最大揚水量(第4段階8,768 m³/日)を限界揚水量とする。

限界揚水量: 8,700 m³/日
- 適正揚水量
限界揚水量の70%以下の水量を適正揚水量とする。
 $8,768 \times 0.7 = 6,138 \approx 6,100 \text{ m}^3/\text{日}$

適正揚水量: 6,100 m³/日
- 計画揚水量

(m ³ /日)		
上水道用水量	工業用水量	合計
2,200	1,728	3,928

上水道用水量は認可期間内の最大取水量を示す。
工業用水量は取水ポンプ能力を示す。1.2 m³/分=1,728 m³/日
- 透水係数

透水係数: $4.540 \times 10^{-3} \text{ m}^3/\text{秒}$

水理定数の算出は別添に示す。